

事務総局会議（第14回）議事録	
日時	令和6年6月4日（火）午前10時00分～午前10時10分
場所等	総局会議室
出席者	堀田事務総長、小野寺総務局長、徳岡人事局長、染谷経理局長、福田民事局長兼行政局長、吉崎刑事局長、馬渡家庭局長、福島秘書課長兼広報課長、後藤審議官、清藤デジタル審議官、馬場事務総局参事官
議事	金融商品取引法等による第三者の財産等の没収手続に関する規則の一部を改正する規則について 吉崎刑事局長説明（資料）
結果	◎ 裁判官会議付議
秘書課長 福島直之	

理由

金融商品取引法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、金融商品取引法等による第三者の財産等の没収手続に関する規則について所要の整理を行う必要がある。これが、この規則を制定する理由である。

金融商品取引法等による第三者の財産等の没収手続に関する規則の一部を改正する規則新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

金融商品取引法等による第三者の財産等の没収手続に関する規則の一部を改正する規則（平成二十六年最高裁判所規則第六号）

新

別表

(略)

金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号）

第一百六十二条第一項及び第二項

旧

別表

(同上)

金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）

第一百三条第一項及び第二項

(略)

(同上)

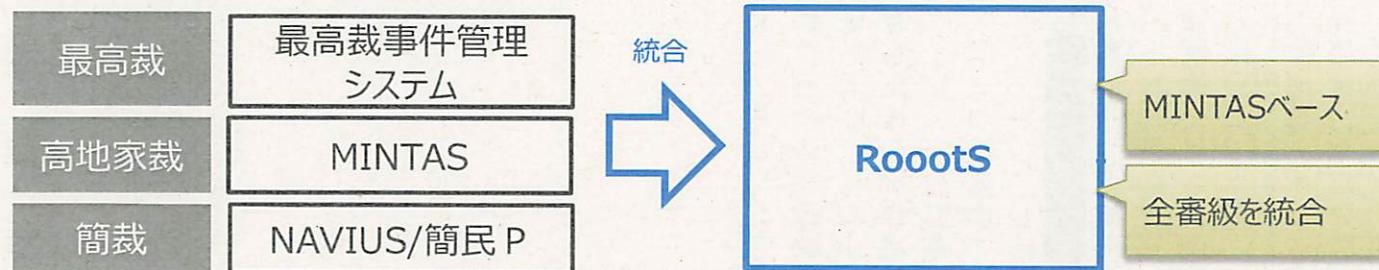
事務総局会議（第15回）議事録	
日時	令和6年6月25日（火）午前10時00分～午前10時45分
場所等	総局会議室
出席者	堀田事務総長、小野寺総務局長、徳岡人事局長、染谷経理局長、福田民事局長兼行政局長、吉崎刑事局長、馬渡家庭局長、福島秘書課長兼広報課長、後藤審議官、清藤デジタル審議官、馬場事務総局参事官
議事	<p>1 e 事件管理システム（RoootS）の先行導入について 福田民事局長及び清藤デジタル審議官が、資料第1に基づき、令和6年7月16日に、e 事件管理システム（RoootS）を最高裁、広島高地家簡裁及び札幌高地家簡裁に先行導入する旨説明</p> <p>2 [REDACTED]におけるe 事件管理システムへの入力事務に関する委任について 小野寺総務局長説明（資料第2）</p> <p>3 営繕組織の見直しの検討について 染谷経理局長が、営繕技官の専門的知見を活用するとともに組織としての持続性を確保するため、令和7年4月に営繕技官及び営繕事務を最高裁に可能な限り集約する方向で営繕組織の見直しを検討している旨説明</p>
結果	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 裁判官会議付議 2 ◎ 了承、裁判官会議報告 1 ◎ 了承 3
秘書課長 福島直之	

RooootSの概要・フェーズ3に向けたスケジュール

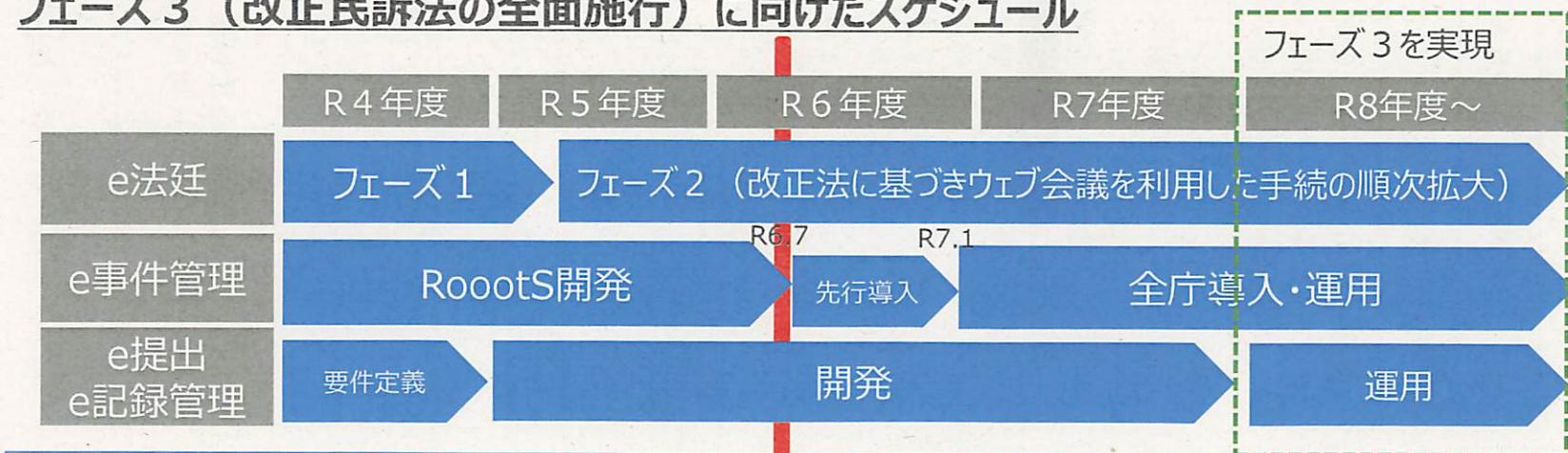
R6.6

RooootSの概要 (R6.7.16に最高裁・広島・札幌に先行導入。全庁にはR7.1頃を目指す。)

- フェーズ3向け新システムTreeeS（ツリーズ）の基本・根幹となる裁判所職員向けの事件管理システム
- 現在使用しているMINTAS等をベースに新規開発することにより使いやすさに配慮
- 全審級を統合することで既存業務（審級間での二重入力など）を効率化



フェーズ3（改正民訴法の全面施行）に向けたスケジュール



[REDACTED]におけるe事件管理システムへの入力事務に関する委任

[REDACTED]
[REDACTED]における裁判所書記官等が行うe事件管理システムへの入力事務に関する事項についての通達の発出は、最高裁判所事務総長に委任する。